

平成 30 年度版

環 境 報 告 書

「いちのせきの環境概要」

(平成 29 年度実績)



一 関 市

— 目 次 —

はじめに

一関市環境基本計画	1
基本方針 1 地球温暖化対策の推進	3
1 新エネルギービジョン・省エネルギービジョンに係る取り組み	
2 資源・エネルギー循環型まちづくりに係る取り組み	
3 住宅用新エネルギー設備導入促進事業の状況	
4 公共施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況	
5 一関市地球温暖化対策地域協議会の活動	
6 一関市役所地球温暖化対策実行計画	
基本方針 2 水と緑豊かな自然環境との共生	11
1 水質の状況	
2 大気の状態	
3 騒音の状況	
4 振動の状況	
5 環境保全協定（公害防止協定）	
6 環境に関する苦情の状況	
7 放射線の状況	
8 森林整備の状況	
基本方針 3 資源が効果的に循環する地域社会づくり	26
1 廃棄物の収集・処理の状況	
2 有価物集団回収の状況	
3 生ごみ減量機器購入補助の状況	
4 食品ロス削減に向けた取り組み	
5 使用済小型家電回収・古着回収の状況	
6 ごみ問題対策巡視員の取り組み	
7 不法投棄の状況	
8 ポイ捨て防止条例	
基本方針 4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり	29
1 景観形成に関する取り組み	
2 公園緑地の整備状況	
3 空家対策の状況	

基本方針5	環境を考え、行動する人づくり、組織づくり	30
1	環境教育事業	
2	小中学校での環境に関する取り組み	
3	花いっぱい運動	
4	公衆衛生組合連合会の取り組み	
5	アドプト（養子縁組）協定の締結	
環境基本計画指標	32
資料	34
1	森林愛護団体の取り組み	
2	市・民間団体が実施した環境関連事業	
3	小中学校での環境に関する取り組み	
4	一関市環境基本条例	
5	一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例	

はじめに

大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物処理などの身近な日常生活に関わるものから、地球温暖化や資源の枯渇など地球規模のものまで、私たちの暮らしを取り巻く環境は多くの課題を抱えております。

東日本大震災の発生をきっかけとして、太陽光発電などの再生可能エネルギーの重要性や省エネルギーの必要性が改めて認識され、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の抑制と、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮に私たち一人ひとりが取り組み、持続可能な社会の実現のため行動していくことが一層求められております。

当市では、平成 29 年度を初年度として策定した環境基本計画において、これまでの環境施策に加え、資源・エネルギー循環型まちづくりやバイオマス産業都市構想など、新たな取組を踏まえながら、施策を推進することとしております。

また、当市の提案をきっかけに始まった、使用済小型家電からの回収金属で 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのメダルを作る「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」が全国各地で展開され、回収量が目標に達する見通しが立ったことにより、今月をもって終了予定となっております。同プロジェクトには多くの市民の皆さんのご協力をいただいたところでありますが、これを新たな契機として、廃棄物の排出抑制や資源化に向けた取組を今後一層推進してまいります。

この報告書は、一関市環境基本条例第 9 条の規定により、平成 29 年度に実施した施策や当市の取組の状況、数値目標の達成状況などを取りまとめ公表するものです。

当市の環境施策に対する関心をさらに高めていただき、当市の豊かな環境を未来に引き継ぐための一人ひとりの取組につなげていただきますようお願いいたします。

平成 31 年 3 月

一関市長 勝 部 修

一 関 市 環 境 基 本 計 画

この基本計画は、一関市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定しているものです。

環境基本計画は、「郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち」を目標に掲げ、その実現のため、5つの基本方針を以下のように定めます。

基本方針は、目標を達成するため、環境に関するまちづくりの方向性を示すものです。5つの基本方針ごとに、具体的な施策の方向性を示す基本施策を対応させるとともに、重点的な取り組みとして、5つの基本方針を横断する3つの重点プロジェクトを位置づけます。

計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間です。



◇計画の推進について

市は、計画の推進にあたって、環境保全団体等の育成支援など、市民や事業者等が環境保全活動へ積極的に取り組めるよう努めます。

また、関係者が相互に連携しながら取り組みを進めるためには、情報共有と相互協力が必要となります。そのため、それぞれが情報公開に努めるとともに、交流の契機を創出できるよう、環境教育や意識啓発イベント等に重点を置いた取り組みを推進します。

■環境報告書の対象期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

■対象範囲

環境報告書の対象範囲は、「一関市環境基本計画」に基づき、次に示すとおりとします。

環境の要素	具 体 例
地球環境	地球温暖化、エネルギー
自然環境	森林、生態系、生息空間
都市・農村環境	公園緑地、景観、環境保全型農業、住環境、里山
水	水質、河川環境、地下水（湧水）、水源保護
大気	大気質、悪臭
音・振動	騒音、振動
廃棄物	資源リサイクル、廃棄物処理

基本方針 1 地球温暖化対策の推進

1 新エネルギービジョン・省エネルギービジョンに係る取り組み

地球温暖化防止のためには、再生可能で二酸化炭素の排出を抑えることができる新エネルギーの活用や、家庭・業務・運輸・産業の各部門における省エネルギーの推進が必要です。

市では、地球温暖化防止に向けた取り組みを推進するため、平成 21 年度に「新エネルギービジョン」、平成 22 年度に「省エネルギービジョン」を策定し、これに基づき新エネルギーの導入や省エネルギーの取組を推進しています。

2 資源・エネルギー循環型まちづくりに係る取り組み

本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐため、太陽光などの自然エネルギーとともに、市内で発生する一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源として有効活用していく必要があります。

市では、地域内で資源やエネルギーが循環するまちづくりに向けて、平成 27 年 10 月に「資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」、平成 29 年 10 月に「資源・エネルギー循環型まちづくりアクションプラン」を策定し、各種施策を推進しています。

平成 29 年度の主な事業内容は以下のとおりです。

開催日	内 容
7 月 22 日	資源・エネルギー循環型まちづくり講演会（参加者：100 名） 講師：崎田裕子氏（ジャーナリスト、環境カウンセラー） 演題：みんなで創る持続可能な未来～めざそう！ごみゼロの元気なまちづくり～
11 月 14 日	資源・エネルギー循環型まちづくりアクションプラン策定
3 月 8 日	資源・エネルギー循環型まちづくり先進地見学会（参加者：25 名） 見学先：紫波町 オガールエリア（エネルギーステーション、エコハウス等） 花巻市 地中熱利用設備（サンポット(株)本社内）
	バイオマス産業都市構想に係る取組（森林資源を活用する体制づくりなど）

◎資源・エネルギー循環型まちづくりの方向性



3 住宅用新エネルギー設備導入促進事業の状況

「新エネルギービジョン」、「省エネルギービジョン」に基づき、平成 22 年度から住宅用太陽光発電システム導入促進費補助事業を実施しています。さらに平成 29 年度からは、太陽熱及び地中熱利用設備についても補助対象としたところです。

直近 3 年間の補助金交付実績は次のとおりです。

○住宅用新エネルギー設備導入促進費補助金交付実績

年 度	太陽光発電設備			太陽熱利用設備		地中熱利用設備
	件数	補助額(千円)	平均出力(kW)	件数	補助額(千円)	件数
平成 27 年度	60	5,570	5.9	—	—	—
平成 28 年度	55	5,193	6.3	—	—	—
平成 29 年度	49	4,544	6.2	2	100	0

※ 太陽光発電設備の補助額：1kWあたり2万円（上限10万円）
 太陽熱利用設備の補助額（上限額）：強制循環型 5万円、自然循環型 3万円
 地中熱利用設備の補助額（上限額）：ヒートポンプシステム 30万円、その他 10万円

資料：生活環境課

4 公共施設における新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

市では、「新エネルギービジョン」、「省エネルギービジョン」に基づき、公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の導入を推進しています。

平成 29 年度では、地域の木質資源の有効活用を図るため、新千厩小学校（平成 30 年 4 月開校）へチップボイラーを導入したほか、道の駅むろね（平成 30 年 4 月開設）へ電気自動車の充電設備を整備しました。

公共施設への新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況は以下のとおりです。

(1) 太陽光発電導入状況

（平成 17 年度以降）

導入年度	施設名称（設置場所）	出力(kW)	蓄電池容量(kWh)
平成 17 年度	花泉中学校	10.0	
平成 22 年度	南小学校	19.5	
	涌津小学校	19.5	
	萩荘中学校	19.5	
平成 23 年度	川崎中学校	5.0	
平成 24 年度	大東小学校	10.0	
	曾慶保育園	5.0	
	一関北消防署	10.0	
平成 25 年度	千厩中学校	20.0	15.0
	東山中学校	20.1	
	花泉図書館	10.0	
	一関図書館	120.0	14.7
	一関あおば保育園	5.0	
平成 26 年度	山目小学校	20.0	
	磐井中学校	15.0	
	一関北消防署東山分署	5.0	
	一関保健センター	20.0	22.0

導入年度	施設名称（設置場所）	出力(kW)	蓄電池容量(kWh)
平成 26 年度	山目市民センター	5.0	4.4
	永井市民センター	5.4	5.0
	千厩市民センター	5.0	4.4
	猿沢診療所	10.5	8.8
	大東支所	10.0	11.0
平成 27 年度	川崎支所	20.0	15.0
	奥玉ふるさとセンター	5.1	5.0
	室根診療所	10.2	9.6
	東山保健センター	5.1	5.0
	藤沢市民センター	5.1	5.0
	サン・アビリティーズ一関	5.0	5.0
	涌津市民センター	5.0	5.0
	大東コミュニティセンター	5.0	5.0
	東山総合体育館	5.0	5.0
	室根ふるさとセンター	5.0	5.0
	一関南消防署藤沢分署	5.0	
平成 29 年度	千厩小学校（H30 年 4 月開校）	20.0	

資料：生活環境課、都市整備課

(2) 地中熱利用設備導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	設備内容
平成 25 年度	花泉図書館	地下 100m までチューブを埋設。管内の液体を地下水と熱交換し館内の冷暖房に使用。 (10kW×8 基)
平成 26 年度	一関図書館	地下 1.5m にチューブを埋設し、熱交換した空気を館内に送風。

資料：生活環境課

(3) 木質バイオマス利用設備導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力等
平成 17 年度	興田小学校	木質ペレットボイラー581kW
平成 29 年度	千厩小学校（H30 年 4 月開校）	チップボイラー200kW+灯油ボイラー233 kW

資料：生活環境課

(4) 電気自動車充電設備導入状況

導入年度	施設名称（設置場所）	出力等
平成 29 年度	道の駅むろね（H30 年 4 月開設）	急速充電器 50kW（1 台）

資料：生活環境課

(5) 外灯等

導入年度	設置場所（設置内容）
平成 21 年度	市役所本庁舎（外灯：太陽光発電 168W×4 基）
	大原小学校（外灯：太陽光発電 120W+風力発電 30W×1 基）+外灯 2 基
	道の駅かわさき（防犯灯、照明用）0.6 kW+風力 1 kW
平成 22 年度	防犯灯（LED 灯交換：574 灯）
平成 23 年度	NPO まちかどケアセンター（外灯：太陽光 120W×1 基）
	一関市仮設住宅（外灯：LED 灯×10 基）
	街路灯（LED 灯交換：11 基）
	一関駅西口北駐車場照明灯（太陽光発電 LED 灯：2 基）
平成 24 年度	庁舎ほか照明灯（ハイブリットソーラー LED 外灯：20 基）
	花の小道整備事業（ソーラー街灯：3 基）
平成 24 年度	防犯灯（LED 灯交換：240 灯）
平成 25 年度	釣山公園駐車場照明灯（ソーラー外灯：4 基）
平成 26 年度	防犯灯（LED 灯交換：808 灯）
	市管理公園照明の LED 化（15 基）
	磐井中学校進入路等 LED 防犯灯設置（15 基）
平成 27 年度	防犯灯（LED 灯交換：844 灯）
平成 28 年度	防犯灯（LED 灯交換：873 灯）
平成 29 年度	防犯灯（LED 灯交換：902 灯）

資料：生活環境課

(6) 省エネルギー設備導入状況

導入年度	事業名称	導入場所・内容等
平成 21 年度	本庁舎エレベーター改修	インバータ制御化
	本庁舎照明改修	蛍光管交換
	本庁舎 1 階樹脂サッシ設置	1 階北側窓
	屋外用照明灯（公園灯）設置	巖美公園：公園灯 3 基 (LED 内蔵 58.8W)
平成 23 年度	大東支所照明改修工事	潤い活力プラザ：LED 灯に交換
	本庁舎照明改修工事	省エネ蛍光管、LED 灯に交換
	本庁舎変電設備改修工事	高圧変電トランスを省エネ型に交換
	本庁舎地下室冷却ポンプ等交換工事	高効率モーターに交換
	東山支所照明改修工事	LED 灯に交換
平成 24 年度	千厩支所照明改修工事	LED 灯に交換
	花泉総合福祉センター	LED 灯に交換
	本庁舎非常用発電設備更新	放水式からラジエーター方式に交換
	本庁舎冷温水ポンプ交換	高効率モーターに交換
平成 25 年度	大東支所照明改修工事	潤い活力プラザ：LED 灯に交換
	花泉支所照明改修工事	LED 灯に交換
	本庁舎議場空調設備改修工事	省エネ型設備に交換

導入年度	事業名称	導入場所・内容等
平成 25 年度	本庁舎高架水槽用揚水ポンプ更新工事	高効率モーターに更新
	千厩支所庁舎外部照明灯更新工事	LED型外灯設置
	千厩支所庁舎受変電設備改修工事	変圧器更新（トップランナー型）
平成 26 年度	なのはなプラザ照明改修工事	LED灯に交換
	金沢小学校照明改修工事	LED灯に交換
	空気調和設備改修工事	省エネ型空調設備に更新（西部・花泉学校給食センター、小梨公民館）
平成 27 年度	真湯温泉センターコテージ暖房機交換工事	省エネ型設備に交換
	矢ノ目沢公園他照明改修工事	LED灯に交換（9公園）
平成 28 年度	花泉総合福祉センター受電設備改修工事	変圧器更新（トップランナー型）
	一関市総合体育館自動給水ポンプ交換工事	トップランナーモータを搭載した給水ユニットに更新
	石と賢治のミュージアム照明設備改修工事	LED灯に一部交換
平成 29 年度	渋民市民センター移転整備等工事	変圧器更新（トップランナー型）
	一関小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トップランナー型）
	中里小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トップランナー型）
	巖美小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トップランナー型）
	川崎小学校受変電設備改修工事	変圧器更新（トップランナー型）
	一関文化センターエレベーター改修工事	インバータ制御化

資料：生活環境課、都市整備課

5 一関地球温暖化対策地域協議会の活動

「健全で恵み豊かな地球環境の保全と創造」を基本理念に、住民・事業者・行政が適切な役割を担い、自主的かつ積極的に継続して環境対策に取り組むことを目的として、平成 19 年 3 月に設立されました。平成 29 年度の主な活動内容は以下のとおりです。

開催日	主な活動内容
5月21日	気候セミナー「異常気象が日常になる時代」（参加者：80名） 講師：一般社団法人 日本気象協会 工藤泰子氏
8月27日	いちのせき市民フェスタでの展示等（来場者：143名） 内容：気象災害・地球温暖化に関するパネル展示とクイズ
9月15日	広報eco（第23号）の発行 内容：気候セミナーの報告、太陽光発電・太陽熱温水器・薪ストーブの紹介 他
10月11日	自然エネルギー等見学会（宮城県東松島市、仙台市宮城野区）（参加者：24名） 内容：低炭素なまちづくり・地域づくりの先進事例の見学

開催日	主な活動内容
12月6日	一関と世界をつなぐCOP23報告「高橋郷講演会」(参加者:25名) 講師:国際平和大学・LBI代表 高橋郷氏
12月10日	省エネ・創エネセミナー「太陽熱利用システム&住宅太陽光発電」 (参加者:40名) 講師:一般社団法人ソーラーシステム振興協会 川谷英二郎氏 スマート環境デザイン株式会社 菅原正敬氏
12月23日	いちのせきからストップ温暖化DVD上映会(摺沢市民センター) (参加者:12名)
3月15日	広報eco(第24号)の発行 内容:世界の脱炭素化について、自然エネルギー等見学会の報告 他

資料:生活環境課



気候セミナー「異常気象が日常になる時代」
(H29.5.21)

6 一関市役所地球温暖化対策実行計画

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律、一関市環境基本条例、環境基本計画に基づき、地球温暖化対策の取り組みを積極的に推進するため、平成20年3月に「一関市役所地球温暖化対策実行計画」(以下、実行計画)を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

平成29年度の温室効果ガスの排出状況は、前年度と比較すると約3.3%減少し、年々減少傾向にあります。これは、当市の二酸化炭素排出量の多くを占める電気において、太陽光などの再生可能エネルギーによる発電の導入が進んだことに伴い、電力会社の二酸化炭素排出係数が低くなったことが大きな要因となっています。しかしながら、電気の使用量は、前年度比1.5%増となっており、平成25年度と比較すると4.5%増加しています。

部門別の温室効果ガスの排出状況では、オフィス部門(本庁・支所庁舎)と消防施設部門において増加しました。

(1) 一関市職員エコアクション

エコアクション1	省エネルギーに努めます
エコアクション2	適正な自動車の利用を行います
エコアクション3	省資源、リサイクルを推進します
エコアクション4	公共施設の整備、維持管理にあたっては、環境に配慮します
エコアクション5	職員の意識を高め、環境配慮行動の実行体制を確立します
エコアクション6	その他事務・事業に関する取り組みを行います

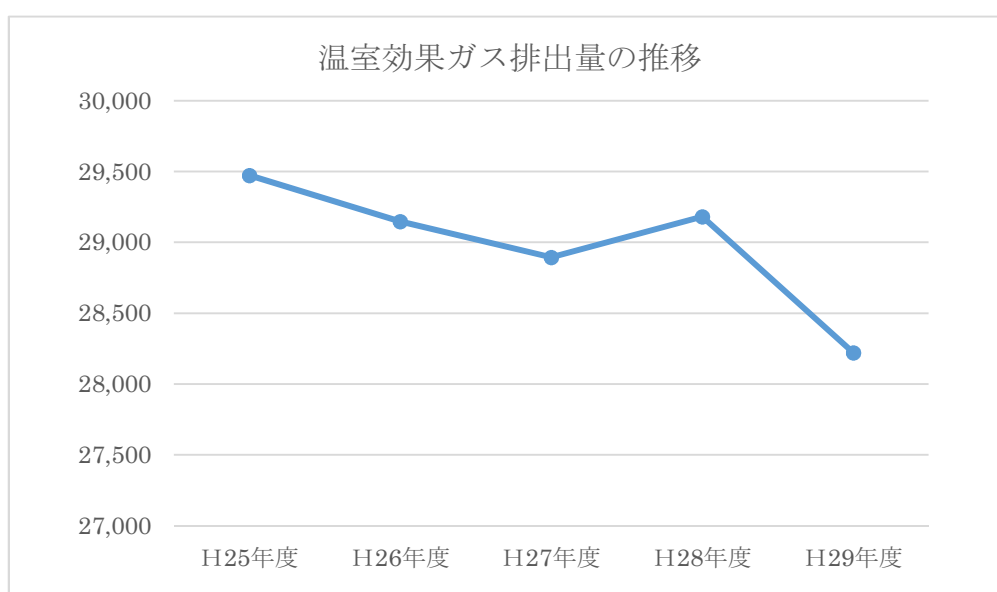
※エコアクション6のその他事務・事業:(1)グリーン購入の推進、(2)公共工事関連対策、(3)環境法規等調査の実施
(4)緊急事態への対応、(5)市民・事業者との協力、(6)委託事業者との協力 の6項目

(2) 平成 29 年度実績について

①温室効果ガス排出量の推移（二酸化炭素換算排出量）

単位：t-CO₂

温室効果ガスの種類	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	29,418	29,089	28,832	29,106	28,150
メタン (CH ₄)	9	9	10	9	9
一酸化二窒素 (N ₂ O)	38	41	44	57	52
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	7	9	8	9	9
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220



②部門別温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

部門別	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
オフィス部門	2,657	2,553	2,392	2,460	2,503
市民利用施設部門	11,051	10,947	11,318	11,159	10,784
学校施設等部門	6,485	6,687	6,291	6,671	6,600
消防施設部門	883	699	840	853	879
水道施設部門	7,242	7,095	6,915	6,904	6,437
下水道施設部門	1,154	1,167	1,138	1,134	1,017
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220

③事業別温室効果ガス排出量内訳の推移

単位：t-CO₂

事業別	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
燃料等の使用	27,884	27,468	26,905	26,948	26,039
うち電気の使用	22,777	22,529	21,635	21,958	21,071
うちその他の燃料等の使用	5,107	4,939	5,270	4,990	4,968
公用車の使用	1,276	1,389	1,696	1,833	1,773
廃棄物(廃プラスチックの焼却)の排出	83	75	67	186	200
水道の使用	229	216	226	214	208
合計	29,472	29,148	28,894	29,181	28,220

④使用量等実績

項目		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
燃料	灯油(kℓ)	981	964	1,045	960	962
	重油(kℓ)	833	779	822	786	796
	LPG(m ³)	59,439	57,237	60,671	66,342	55,411
	都市ガス(m ³)	33,727	49,388	46,990	46,060	47,390
	電気(kWh)	38,932,297	38,490,690	39,113,399	40,100,573	40,691,482
公用車	ガソリン(kℓ)	197	253	243	270	226
	軽油(kℓ)	310	305	441	466	473
廃棄物(廃プラスチックの焼却)の排出量(t)		29.7	27.0	23.8	66.7	71.5
水道の使用量(m ³)		305,272	293,972	317,066	301,799	314,062

⑤今後の取り組み

平成20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、改正省エネ法)により、市役所においても市長部局(水道事業含む)、教育委員会が特定事業者として指定を受け、毎年1%の削減が努力義務となっています。

エコアクションの推進を継続するとともに、改正省エネ法への対応と合わせて各部署及び公共施設における省エネルギー化を推進し、温室効果ガスの削減に努めてまいります。

基本方針 2 水と緑豊かな自然環境との共生

1 水質の状況

(1) 河川等水質測定結果（BOD年平均值）【測定機関：国・岩手県・一関市】

本市を流れる河川や排水路等の測定地点及び測定結果は、以下のとおりです。

磐井川上流（大久保橋）、武士川、千厩川下流（梅田橋）で基準を超えています。住宅地を流れている河川が多いことから、水質改善に向け、下水道課及び関係団体と連携して取り組みを進めます。

単位：mg/L

河川名	地域区分	測定地点名	類型 (環境基準)	測定機関	H27 年度	H28 年度	H29 年度
北上川	一関	千歳橋	A	国交省	1.0	1.2	1.0
	川崎	北上大橋			1.0	1.3	0.9
	花泉	北上川橋			1.0	1.0	1.0
磐井川上流	一関	長者の滝橋	AA	岩手県	0.5	<0.5	<0.5
		大久保橋		市	1.2	1.0	1.2
磐井川中流		上の橋	A	国交省	0.6	0.9	0.7
磐井川下流		狐禅寺橋	C	国交省	1.0	1.2	0.8
久保川		長倉	A	市	1.4	0.6	1.4
		赤子橋		岩手県	0.6	0.5	0.5
吸川		水門	—	岩手県	6.7	7.9	8.6
		千刈田橋		市	1.3	2.7	1.7
		旭橋			1.2	2.4	1.4
		駅裏			5.3	5.6	5.9
	青果市場前	5.1			7.0	4.8	
金流川	花泉	天神橋	A	岩手県	1.2	0.9	1.0
		川ノ口橋			1.6	1.2	1.1
有馬川		金流橋	A		1.0	0.7	0.8
磯田川		沼畑橋	—		1.1	1.8	1.0
		蒲沢	—		市	1.5	1.7
砂鉄川	大東	西口橋付近	A	市	0.7	1.2	0.6
		横屋橋付近			0.8	1.0	0.6
		館下橋付近			0.8	0.6	0.6
		高橋橋			0.5	1.1	0.5
		流矢橋			0.7	1.4	0.6

河川名	地域区分	測定地点名	類型 (環境基準)	測定機関	H27 年度	H28 年度	H29 年度
砂鉄川	東山	生出橋	A	岩手県	0.5	0.6	<0.5
		げいび溪下流		市	1.1	0.8	0.6
		西前橋			0.9	0.6	0.6
		十二木橋			0.8	1.0	0.6
	川崎	門崎橋	国交省	0.6	0.6	0.7	
猿沢川	大東	観福寺橋付近	A	市	0.7	0.9	0.5
曾慶川	大東	雲南田橋	—	岩手県	0.9	1.7	1.3
		百目木橋付近		市	0.7	0.8	0.6
千厩川上流	千厩	久伝橋	A	岩手県	0.9	0.9	0.8
		宮田橋		0.8	0.8	0.7	
		刈屋野		市	0.7	1.2	0.6
千厩川下流	川崎	梅田橋	C	市	5.5	3.3	6.8
		塞の神橋		市	2.7	2.4	2.2
		松形橋		岩手県	2.3	2.6	2.2
		水門			1.8	2.2	1.9
大川	室根	宮城県境	A	市	0.8	0.7	0.9
		本町橋			0.9	1.0	0.7
		岩田橋			1.4	1.0	1.1
津谷川		千代ヶ原橋	—	岩手県	<0.5	0.5	0.5
		月見橋		市	0.7	1.2	0.7
黄海川	藤沢	樋口橋	A	岩手県	0.6	0.9	0.5
		学文路橋		市	1.0	1.2	0.7
		玉川地内			0.9	1.1	0.6

※ 類型基準のあてはめが無い河川等については、「国民の日常生活において不快を感じない限度」であるE類型：10mg/Lを適用している。

※ 太字は、環境基準を超えているもの。

(2) 河川等水質測定結果 (BOD年平均値) 【測定機関：一関市】

単位：mg/L

河川名	地域	測定地点名	H29 年度	河川名	地域	測定地点名	H29 年度			
沢川	一関	駅裏	2.3	大東	大東	日蔭橋付近	0.5			
新山川		東北線交差	1.7			興田川	桜橋付近	1.0		
五間掘		南豊隆地内	8.4			間明田川	中林橋付近	0.6		
神田排水路		吸川合流前	2.1			山口川	山口川・払川 川合流点	曾慶川合流点	0.7	
滝沢川		町田橋	1.7					鳥海川	丑石橋付近	0.7
小猪岡川		大森橋	1.2			久子沢川	久子沢付近	0.5		
市野々川		落合橋	1.2			市道川	鈴昭製材所付近	0.5		
御嶽川		浄化センター	1.6			当摩川	登瀬橋	0.5		
栃倉川		栃倉	1.0			千厩	千厩	大平川	上荒井	0.6
五代川		石畑橋	1.7					金田川	東中沢	1.6
武士川		水門	10.4					南小梨川	中ノ沢	0.6
滑り川		合流点	3.0					仏坂川	西中沢	0.9
番台川		番台	1.2			東山	東山	山谷川	山谷中ノ橋	0.5
笹谷川		上流	1.3	林川	中ノ屋敷橋			0.5		
		放流口	1.0	川崎	川崎	荷蔵沢	荷蔵沢	4.2		
		照井・大井堰	豊料			1.1	巻大沢川	巻畑	0.6	
			鶴巻			1.4	石蔵川	布佐川河口	0.6	
三反田			1.3	風呂川	風呂川	0.6				
打ノ目			1.3	加妻川	加妻橋	0.6				
上油田川	花泉	柳沢	0.9	御滝川	旧門崎小前	0.5				
刈生沢川		瀬脇橋	0.6	藤沢	藤沢	砂子田川	銭塚地内	2.0		
						新沼川	石合橋	2.1		
						天ヶ沢川	八景下地内	5.9		
						山谷川	市ノ沢橋	1.0		
						相川(柳立川)	館ヶ森橋	0.7		
						二股川	千松停留所前	0.6		

※ 類型基準のあてはめが無い河川等については、「国民の日常生活において不快を感じない限度」である E 類型：10mg/L を適用している。

※ 太字は、環境基準を超えているもの。

(3) 事業所等排水の水質検査結果

市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく特定施設を有する事業所等、16事業所の排水の水質検査を実施しています。

排水基準への適合状況は以下のとおりです。

なお、不適合の事業所に対しては、設備の点検、改修や水質検査結果の報告など、改善に向けた指導を行っています。

○排水基準適合状況（平成29年度）

調査事業所数 (A)	自主基準*適合 事業所数 (B)	自主基準*不適合 事業所数 (C)	適合率 (%) B/A×100
16	14	2	87.5%

※市・事業者間で締結している環境保全（公害防止）協定で定めた排水基準

資料：生活環境課

(4) 水生生物調査の実施状況

水生生物調査とは、川にすむ指標生物（肉眼で見ることのできる大きさの生物）の生息状況を調べ、その結果から川の水質の状況を知ろうとするものです。

平成29年度は小中学校（8校）や各団体（5団体）において調査が行われ、参加者は延べ485人でした。なお、調査結果は「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」に活用されています。

○水生生物調査実施団体

地域	団体名	調査河川名	調査結果 (水質階級)	参加者数 (延べ)
一関	滝沢小学校	滝沢川	I	26
	厳美中学校	磐井川	I	35
	舞川自然クラブ	番台川	I	4
花泉	花泉小学校	金流川	Ⅲ	27
	NPO法人 里山自然学校はずみの里	金流川	Ⅱ	15
大東	興田小学校	興田川	I	86
	大東小学校	砂鉄川	I	60
	猿沢小学校	猿沢川	I	13
	渋民振興会	砂鉄川	I	120
		猿沢川	I	13
千厩	奥玉市民センター	千厩川	Ⅱ	21
室根	室根東小学校	大川	I	18
	室根西小学校	津谷川	I	22
	室根町第19区自治会	津谷川	I	25

資料：岩手県

○指標生物と水質階級

水質階級	I きれいな水	II ややきれいな水	III きたない水	IV とてもきたない水
指標生物	カワゲラ類、ヒラタカゲロウ類、ナガレトビケラ類、ヤマトビケラ類、アミカ類、ヨコエビ類、ヘビトンボ、ブユ類、サワガニ、ナミウズムシ	コガタシマトビケラ類、オオシマトビケラ、ヒラタドロムシ類、ゲンジボタル、コオニヤンマ、カワニナ類、	ミズカマキリ、ミズムシ、タニシ類、シマイシビル	アメリカザリガニ、エラミミズ、サカマキガイ、ユスリカ類、チョウバエ類



水生生物調査
(室根町第19区自治会)

(5) 汚水処理施設の整備状況

家庭から出る生活排水などによる水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進め、農業集落排水やコミュニティプラントの維持管理を行いました。

また、下水道事業計画区域外にある個人住宅への浄化槽設置件数は、218件でした。

平成29年度末における市全体の汚水処理人口普及率（行政人口に対する処理が可能な人口の割合）は、前年に比べ1.5%増加の64.6%、水洗化率（処理が可能な人口に対する水洗化人口の割合）は、1.7%増加の87.6%となっています。

平成29年度末における各地域の汚水処理施設の整備状況は次ページのとおりです。

○汚水処理施設整備状況（平成 29 年度末）

地域名		一関地域		花泉地域			大東地域		千厩地域	東山地域		室根地域	川崎地域		藤沢地域	市全体
H29年度末行政人口		57,163		13,152			13,658		10,974	6,686		5,019	3,647		7,971	118,270人
公共下水道	事業名	磐井川流域関連一関公共下水道		特定環境保全公共下水道花泉処理区			特定環境保全公共下水道槽沢処理区	特定環境保全公共下水道大原処理区	単独公共下水道千厩処理区	単独公共下水道東山処理区		特定環境保全公共下水道川崎処理区				
	計画面積	1,840ha		157ha			91ha	67ha	241.5ha	288ha		55ha				2,739ha
	計画人口	37,830人		4,100人			2,000人	1,900人	3,200人	3,600人		900人				53,530人
	計画目標年次	H42 (2030)		H32 (2020)			H32 (2020)	H32 (2020)	H47 (2035)	H32 (2020)		H32 (2020)				
	着手年度	S56 (1981)		H3 (1991)			H6 (1994)	H13 (2001)	H13 (2001)	H6 (1994)		H11 (1999)				
	処理場名	一関浄化センター(岩手県)		花泉クリーンセンター			槽沢浄化センター	大原浄化センター	千厩浄化センター	東山浄化センター		川崎浄化センター				
	供用開始年度	H2 (1990)		H7 (1995)			H13 (2001)	H17 (2005)	H23 (2011)	H13 (2001)		H18 (2006)				
	既認可面積	1,321.0ha		157ha			91.0ha	65.9ha	268.4ha	268.4ha		55.0ha				2,074.3ha
	既認可期間	H34		H32			H32	H32	H35	H32		H32				
	整備面積	1,032.0ha		142.7ha			91.0ha	63.7ha	67.7ha	260.0ha		55.0ha				1,712.1ha
	処理面積	1,032.0ha		142.7ha			91.0ha	63.7ha	64.3ha	260.0ha		55.0ha				1,708.7ha
	処理人口	32,205人		3,730人			2,104人	1,501人	1,389人	4,081人		768人				45,778人
	地区合計	32,205人		3,730人			3,605人		1,389人	4,081人		768人				45,778人
	普及率 (処理人口/行政人口)	56.3%		28.4%			26.4%		12.7%	61.0%		21.1%				38.7%
水洗化人口	27,283人		2,778人			1,656人		1,052人	470人		3,356人		520人		37,115人	
地区合計	27,283人		2,778人			2,708人		470人	3,356人		520人				37,115人	
水洗化率 (水洗化人口/処理人口)	84.7%		74.5%			75.1%		33.8%	82.2%		67.7%				81.1%	
整備率 (整備面積/計画面積)	56.1%		90.9%			98.0%		28.0%	90.3%		100.0%				62.5%	
農業集落排水	地区名	黒沢地区(公共へ)		西黒沢地区	原前処理区	白崖処理区	日形処理区	奥田地区	猿沢地区				七日町地区	二日町地区		
	計画面積	0ha		19ha	27ha	25ha	36ha	27ha	21ha				10ha	21ha	186ha	
	計画人口	0人		830人	1,020人	1,160人	700人	1,350人	1,040人				410人	710人	7,220人	
	処理場名	黒沢地区農業集落排水施設		西黒沢地区農業集落排水施設	原前クリーンセンター	白崖クリーンセンター	日形クリーンセンター	奥田浄化センター	猿沢浄化センター				七日町地区農業集落排水施設	二日町地区農業集落排水施設		
	供用開始年度	H9		H14	H11	H6	H8	H13	H17				H11	H19		
	処理人口	684人		684人	530人	480人	351人	639人	645人				248人	406人	3,983人	
	地域合計	684人		684人	530人	480人	351人	639人	645人				248人	406人	3,983人	
	普及率 (処理人口/行政人口)	1.2%		10.3%			9.4%						8.2%		3.4%	
	水洗化人口	576人		395人			397人	279人	487人	509人				215人	310人	3,168人
	地域合計	576人		395人			397人	279人	487人	509人				215人	310人	3,168人
水洗化率 (水洗化人口/処理人口)	84.2%		78.7%			77.6%						80.3%		79.5%		
浄化槽(公共・農業の供用区域を除く)	事業名	個人設置型		個人設置型			市設置型	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	個人設置型	市設置型	個人設置型	個人設置型	
	処理人口	8,452人		3,361人			2,728人	785人	3,461人	1,021人	307人	2,025人	840人	436人	3,043人	26,459人
	地区合計	8,452人		3,361人			3,513人		3,461人	1,328人		2,025人	1,276人	3,043人	26,459人	
	普及率 (処理人口/行政人口)	14.8%		25.6%			20.0%	5.7%	31.5%	15.3%	4.6%	40.3%	23.0%	12.0%	38.2%	22.4%
水洗化人口	8,452人		3,361人			2,728人	785人	3,461人	1,021人	307人	2,025人	840人	436人	3,043人	26,459人	
地区合計	8,452人		3,361人			3,513人		3,461人	1,328人		2,025人	1,276人	3,043人	26,459人		
処理人口								161人							161人	
普及率 (処理人口/行政人口)								1.5%							0.1%	
水洗化人口								161人							161人	
処理人口	41,341人		8,452人			8,402人		5,011人	5,409人		2,025人		2,044人		3,697人	76,381人
普及率 (処理人口/行政人口)	72.3%		64.3%			61.5%		45.7%	80.9%		40.3%		56.0%		46.4%	64.6%
水洗化人口A (公共・農業の供用区域内の浄化槽人口を除く)	36,311人		7,210人			7,217人		4,092人	4,684人		2,025人		1,796人		3,568人	66,903人
水洗化率 (水洗化人口A/処理人口)	87.8%		85.3%			85.9%		81.7%	86.6%		100.0%		87.9%		96.5%	87.6%
公共・農業の供用区域内の浄化槽人口	1,354人		100人			33人		174人	134人		36人		36人		1,831人	
水洗化人口合計C A+B	37,665人		7,315人			7,266人		4,266人	4,818人		2,025人		1,832人		3,568人	68,755人
水洗化人口割合 (水洗化人口合計/行政人口)	65.9%		55.6%			53.2%		38.9%	72.1%		40.3%		50.2%		44.8%	58.1%
参考	単独処理浄化槽人口	239人		29人			36人		133人	22人		12人		37人		510人
	汲み取り人口	19,259人		5,808人			6,356人		6,575人	1,846人		2,982人		1,813人		4,905人

注: ※ 公共下水道及び農業集落排水の「処理人口」は、水洗化の有無に関わらず、現在、水洗化することが可能な人口である。
 ※ 「水洗化人口合計C」は、公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域内の浄化槽人口を含む。
 ※ 「水洗化人口割合」は、県への報告数値とあわせた。
 ※ 「浄化槽」は、し尿のみを処理するいわゆる「単独処理浄化槽(みなし浄化槽)」は、含んでいない。

2-1 大気の状態【測定機関：岩手県】

県では、一般環境大気、自動車排出ガスの測定局を竹山町（一関地区合同庁舎内）と山目字三反田（一関土木センター格納庫内）にそれぞれ設置し、常時監視を行っています。

各項目の年平均値はほぼ横ばいで推移しており、概ね良好な大気環境が維持されています。

光化学オキシダントが環境基準を超過しましたが、人の健康被害を防止するための注意報・注意喚起の発令には至っておりません。基準超過の要因としては、自然的要因のほか、アジア大陸からの汚染物質の流入が原因と推定されます。なお、全国平均と比較すると低い数値となっています。

市内の測定局における測定結果は、以下のとおりです。

(1) 一般環境大気測定結果（竹山町）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(H29)	全国平均 (H28)
二酸化硫黄 (SO ₂) [ppm]	0.001	0.001	0.001	○	0.001	0.002
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.015	0.014	0.014	○	0.013	0.017
光化学オキシダント (OX) [ppm]	0.031	0.029	0.029	×	0.032	0.047
微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³]	11.4	9.6	9.9	○	10.2	11.9

(2) 自動車排出ガス測定結果（山目字三反田）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(H29)	全国平均 (H28)
二酸化窒素 (NO ₂) [ppm]	0.014	0.013	0.012	○	0.011	0.017
浮遊粒子状物質 (SPM) [mg/m ³]	0.013	0.010	0.010	○	0.011	0.018
微小粒子状物質 (PM2.5) [μg/m ³]	11.9	10.9	9.5	○	11.1	12.6

(3) 有害大気汚染物質測定結果（山目字三反田）

単位：μg/m³

物 質 名	H27 年度	H28 年度	H29 年度	環境基準 達成状況	県内測定局 平均(H29)	全国平均 (H28)
ベンゼン	0.94	0.74	0.67	○	0.51	0.91
トリクロロエチレン	0.046	0.040	0.021	○	0.055	0.40
テトラクロロエチレン	0.028	0.031	0.034	○	0.019	0.12
ジクロロメタン	0.52	0.75	0.67	○	2.3	1.3

2-2 大気の状態【測定機関：一関市】

(1) 降下ばいじん測定結果

降下ばいじんとは、大気中に排出されたばいじんや風により地表から舞い上がった粉じんなどのうち、比較的粒径が大きく重いために落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいいます。

市では、降下ばいじん量の多い、東山地域の滝ノ沢、野平地区の2か所で降下ばいじん測定を実施しています。

○降下ばいじん測定結果（デポジットゲージ回収方式）

単位：t/k m²・30日

調査箇所	4月		6月		8月		10月		12月		2月	
	ばいじん	pH	ばいじん	pH	ばいじん	pH	ばいじん	pH	ばいじん	pH	ばいじん	pH
滝ノ沢	13.0	6.1	4.1	6.3	3.4	6.5	1.2	7.3	3.3	7.4	4.8	7.2
野平	7.1	6.1	5.3	6.9	6.0	6.6	1.0	7.3	2.5	7.6	4.0	7.4

※降下ばいじんについては環境基準が設定されていませんが、汚染の目安（t/k m²・30日）は以下のとおりとなっています。（※t/k m²・30日とは、1k m²に30日間に降下したばいじんの量を表す。）
 10未満：軽度、10以上～20未満：中程度、20以上～30未満：やや高度、30以上：高度
 参考：岩手県が平成14年度に北上市内で測定した降下ばいじんの測定値は5.1（t/k m²・30日）でした。（平成14年度で測定終了）

(2) 酸性雪調査結果

化石燃料の燃焼などにより硫黄酸化物や窒素酸化物が雨に取り込まれると酸性雨（pH5.6以下）となることがあります。酸性雨は生態系に対して重大な影響を及ぼすほか、文化遺産や建築物にも被害をもたらすことが明らかになっています。

市では毎年、酸性雨の実態を把握するため、市役所駐車場において酸性雪調査を行っています。平成29年度の調査結果は以下のとおりで、酸性傾向を示しています。

年度	調査期間	貯水量合計 (ml)	pH加重平均	導電率加重平均 (μ S/cm)
平成27年度	1/18～2/15	4,287	5.03	18.8
平成28年度	1/23～2/20	2,880	4.90	30.8
平成29年度	1/23～2/20	2,717	5.20	51.8
盛岡市(平成29年度)	1/23～2/20	5,893	5.12	27.1
仙台市(平成29年度)	1/23～2/20	3,940	6.32	45.6

3 騒音の状況

(1) 環境騒音

市では、騒音規制法に基づく規制地域（都市計画区域）等の環境騒音を測定しています。
平成29年度の測定結果では、規制地域内の全ての地点で基準に適合しています。

①環境騒音測定結果

単位：dB

No.	地域	測定地点	類型	環境基準		平成28年度		平成29年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	旭町地内（大安寺橋付近）	C	65	60	64.7	52.3	52.7	53.5
2		大手町地内（文化センター）	C	65	60	59.9	55.4	54.1	54.3
3		大町地内 （なのはなプラザ駐車場）	C	65	60	53.5	44.1	43.4	42.6
4		関が丘地内（関が丘中央公園）	A	55	45	46.1	32.4	44.9	32.0
5		竹山町地内（市役所）	C	65	60	64.0	54.2	61.5	54.6
6		末広二丁目地内（幸町児童公園）	B	55	45	48.8	37.5	49.9	36.5
7		山目字才天地内	A	55	45	46.5	39.8	51.5	35.6
8		山目町2丁目地内 （中里市民センター）	特例	70	65	68.4	61.8	66.5	56.0
9		前堀地内（前堀浄水場）	特例	70	65	69.0	59.9	68.9	61.4
10		三関字桜町地内（サ・アビリティーズ）	B	65	60	61.4	57.2	60.7	50.3
11		萩荘字高梨北方地内	A	60	55	58.8	42.5	58.9	54.1
12	花泉	涌津字一ノ町地内（花泉支所）	—	—	—	47.8	34.5	51.3	41.6
13	大東	大原字川内地内（大東支所）	—	—	—	48.3	31.5	55.4	37.5
14	千厩	千厩字北方地内（千厩支所）	B	55	45	53.9	30.3	53.2	35.9
15		千厩字町裏地内 （農村勤労福祉センター）	B	65	60	54.5	49.6	57.4	45.8
16	東山	長坂字西本町地内（東山支所）	B	55	45	53.9	33.3	53.1	37.4
17		長坂字町地内（東山大橋付近）	特例	70	65	68.3	63.4	67.6	57.9
18	室根	折壁字八幡沖地内（室根支所）	—	—	—	50.9	32.5	53.0	31.9
19	川崎	薄衣字諏訪前地内（川崎支所）	—	—	—	49.2	39.0	57.2	39.5
20	藤沢	藤沢字町裏地内（藤沢支所）	—	—	—	58.0	41.2	49.4	49.4

※ 太字は、環境基準を超えているもの。

※ A類型：専ら住居の用に供される地域 B類型：主として住居の用に供される地域

C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

特例：幹線交通を担う道路に近接する空間

②環境基準適合状況

区分	平成 28 年度			平成 29 年度		
	測定地点数	昼 間	夜 間	測定地点数	昼 間	夜 間
A 類型	昼間 3	3	3	昼間 3	3	3
	夜間 3	100%	100%	夜間 3	100%	88%
B 類型	昼間 5	5	5	昼間 5	5	5
	夜間 5	100%	100%	夜間 5	100%	100%
C 類型	昼間 4	4	4	昼間 4	4	4
	夜間 4	100%	100%	夜間 4	100%	100%
特 例	昼間 3	3	3	昼間 3	3	3
	夜間 3	100%	100%	夜間 3	100%	100%

※ 規制地域外（環境基準が適用されない地域）の地点は含めていない。

(2) 自動車騒音常時監視に係る評価

環境省の通知（「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」）に基づき、市内の道路を 5 か年計画で評価しています。

平成 29 年度は、14 区間において騒音測定及び評価を実施し、周辺住宅へ与える影響について評価を行った結果、99.6%が昼間・夜間とも基準を満たしている状況でした。

なお、評価結果は、道路管理者への騒音対策要望活動の基本資料として活用します。

○自動車騒音常時監視評価結果

路 線 名	評価区間の 始点	評価区間の 終点	延長 (km)	評価対 象住居 等戸数	昼間・ 夜間と も基準 値以下	昼間の み基準 値以下	夜間の み基準 値以下	昼間・ 夜間と も基準 値超過
東北自動車道	萩荘	赤萩	2.1	96	96	0	0	0
東北自動車道	赤萩	赤萩	0.3	38	38	0	0	0
一般国道 4 号	萩荘	萩荘	1.1	93	93	0	0	0
一般国道 4 号	萩荘	山目	0.7	73	73	0	0	0
一般国道 4 号	山目	山目	1.1	81	77	4	0	0
一般国道 4 号	山目	山目	0.1	5	4	1	0	0
一般国道 284 号	千厩町千厩	千厩町千厩	2.0	157	157	0	0	0
一般国道 284 号	千厩町千厩	千厩町千厩	0.6	17	17	0	0	0
一般国道 284 号	字機織山	新大町	1.0	84	84	0	0	0
一般国道 342 号	赤萩	山目	2.8	113	113	0	0	0
一般国道 342 号	宮坂町 1	南町 4	1.0	260	260	0	0	0
一般国道 457 号	萩荘	萩荘	0.6	48	48	0	0	0
主要地方道 一関北上線	山目	中央町 2 丁目 3	0.9	101	101	0	0	0
主要地方道 一関大東線	中央町 2 丁目 5	狐禅寺	2.8	206	205	0	0	1

合 計			17.1	1,372	1,366	5	0	1
					99.6%	0.4%	0%	0%

(3) 高速交通対策の状況

高速道路（東北縦貫自動車道）の騒音は、防音壁の設置等により環境基準を大きく超過することはなくなりました。一方、新幹線走行に係る騒音は、環境基準を超過している測定地点がありました。

市では、これらの結果に基づき、岩手県高速交通公害対策連絡協議会を通じ、東日本高速道路株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社に対し対策を求めています。

①高速道騒音測定結果

No.	調査地点	地域の 類型	要請限度 (dB)		等価騒音レベル (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	赤荻字松ノ木地内 高速東側	特例	75	70	53	50
2	赤荻字松ノ木地内 高速西側	—	—	—	62	62
3	赤荻字上谷地地内 高速東側	A	70	65	54	53
4	赤荻字松ノ木地内 高速西側	—	—	—	57	56
5	赤荻字口袋地内 高速西側	—	—	—	52	48
6	萩荘字境ノ神地内 高速西側	—	—	—	56	52
7	萩荘字西田地内 高速東側	—	—	—	56	52
8	赤荻字宮田地内 高速西側	—	—	—	55	53
9	赤荻字月町地内 高速東側	特例	75	70	58	54
10	赤荻字月町地内 高速西側	特例	75	70	59	55

②新幹線騒音測定地点

No.	測定地点	軌道中心からの 距離	キロ程	構造	用途地域	環境基準
1	一関中学校西側	上り 25.0m	404.4k	盛土	未指定	Ⅱ
2	南十軒街	下り 25.0m	406.9k	高架橋	住居地域	Ⅰ
3	一関トンネル南口	下り 25.0m	412.1k	高架橋	未指定	Ⅱ

③新幹線騒音測定結果

No. 1 一関中学校西側

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
平成 27 年度	78	75 以下	314km/h	×
平成 28 年度	77	75 以下	314km/h	×
平成 29 年度	78	75 以下	294km/h	×

No.2 南十軒街

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
平成 27 年度	70	70 以下	305km/h	○
平成 28 年度	69	70 以下	316km/h	○
平成 29 年度	70	70 以下	322km/h	○

No.3 一関トンネル南側

単位：dB

年度	騒音レベル	環境基準	速度	適否
平成 27 年度	77	75 以下	319km/h	×
平成 28 年度	76	75 以下	266km/h	×
平成 29 年度	77	75 以下	303km/h	×

4 振動の状況

市では、振動規制法に基づく規制地域(都市計画区域)内の道路交通振動を測定しています。平成 29 年度の測定結果では、全ての地点で要請基準を下回っています。

単位：dB

No.	地域	測定地点	区域	要請基準		平成 28 年度		平成 29 年度	
				昼	夜	昼	夜	昼	夜
1	一関	市役所前	第 2 種	70	65	24.1	23.9	24.6	21.8
2		両磐酒造前	第 1 種	65	60	39.2	15.1	43.1	40.5
3		高梨交差点	第 1 種	65	60	49.1	38.6	46.1	40.7
4		大槻交差点	第 2 種	70	65	56.1	47.2	51.8	48.3
5		中里市民センター前	第 2 種	70	65	46.6	35.7	46.8	25.9
6		釣山下	第 1 種	65	60	44.0	38.2	49.1	40.8
7		三関・小沢	第 1 種	65	60	37.2	33.5	36.3	33.8
8	千厩	JAいわて平泉千厩支店	第 2 種	70	65	44.0	29.9	44.9	31.6
9	東山	東山大橋	第 1 種	65	60	40.6	29.2	45.9	19.4

資料：生活環境課

5 環境保全協定（公害防止協定）

市では、市内で事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴って生じる環境汚染などを未然に防止するために事業者が取るべき措置について、市と事業者相互の合意により取り決め、「環境保全協定（公害防止協定）」を締結しています。

従来の「公害防止協定」は公害の未然防止を主な目的としていましたが、現在では、地球環境の保全に向けて事業所が社会的・地域的役割を積極的に果たすといった内容も取り入れられ、「環境保全協定」として締結されています。

平成 29 年度末では 170 件の協定が締結されていますが、安全安心なまちづくりを環境面から支える取り組みとして、各事業所の理解と協力を得ながら締結を進めます。

6 環境に関する苦情の状況

市には環境に関する様々な苦情が寄せられており、平成 29 年度は 179 件の苦情を取り扱いました。

不法投棄に対する苦情が最も多く、ごみ問題対策巡視員、警察などと連携しながら啓発活動などの取り組みを進める必要があります。そのほかには、廃棄物の野外焼却、畜産業の悪臭に対する苦情などが寄せられています。内訳は以下のとおりです。

区 分	主な内容	H27 年度	H28 年度	H29 年度
大気汚染	一般家庭・事業所における廃棄物焼却、野外焼却	10	15	8
水質汚濁	河川・水路等の水の汚れ、家庭用灯油タンクや交通事故等に伴う油漏れ	11	13	9
騒音	住宅や事業活動に伴って発生する騒音	9	16	5
振動	事業活動、交通機関の運行等に伴って発生する振動	0	0	1
悪臭	工場や農業等の事業活動に伴って発生する悪臭	19	23	11
不法投棄	廃棄物の投棄	95	95	128
その他	動物の飼い方、害虫の発生、土地の管理、汚水処理	1	0	17
合計		145	162	179

資料：生活環境課

7 放射線の状況

平成 23 年の東北地方太平洋沖地震により発生した原子力発電所事故は、広範囲に放射性物質を拡散させ、本市においても放射性セシウムの空間線量率の高い箇所が確認されました。

市では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染実施計画を策定し、除染作業等の取り組みを進めたほか、空間放射線量の測定や、学校給食食材・農林産物の放射性物質濃度の測定を行いました。

(1) 空間放射線量の推移

一関市における空間放射線量は、測定を開始した平成 23 年 6 月に比べ、平均で 23%まで低減しています。

単位： $\mu\text{Sv/h}$

測定場所	H23 年 6 月	H28 年 3 月	H29 年 3 月	H30 年 3 月	H23 年 6 月比
一関市役所	0.17	0.05	0.05	0.05	29%
花泉支所	0.24	0.05	0.05	0.05	21%
大東支所	0.19	0.06	0.05	0.06	32%
千厩支所	0.24	0.07	0.07	0.07	29%
東山支所	0.24	0.08	0.06	0.08	33%
室根支所	0.34	0.07	0.06	0.06	18%
川崎支所	0.25	0.06	0.05	0.05	20%
藤沢支所	0.22	0.06	0.05	0.05	23%

資料：岩手県

(2) 空間放射線量の測定

① 教育施設・公共施設等の測定

市立小中学校及び私立を含む幼稚園・保育園・児童館等（122 施設）の放射線量の一斉測定を行った結果、校庭・園庭の平均空間線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える施設はありませんでした。

② 継続測定

ア 毎日測定 市内 2 消防署（西・東）において、毎日放射線量を測定しました。

イ 毎週測定 平成 23 年 6 月の測定結果が高い数値となった教育施設等 10 施設において、週 1 回放射線量を測定しました。

ウ 毎月測定 市民センター等 32 施設において、月 1 回放射線量を測定しました。

(3) 放射性物質濃度の測定

① 学校給食食材等の放射性物質濃度測定

小・中学校の給食食材及び提供した給食、幼稚園・保育園等で提供した給食の放射性物質濃度測定を実施し、測定した全ての食材等で、不検出または国の基準を大きく下回る結果となりました。

② 農林産物の放射性物質濃度測定

産直等での販売を目的として生産された農林産物及び自家消費を目的とした農林産物 113 検体の放射性物質濃度測定を実施したところ、基準値を超えたものは 11 検体でした。

※放射性セシウムの国の基準値

食品群	基準値（単位：ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

8 森林整備の状況

市では、造林・保育事業として、地ごしらえ・植栽（補植）78.30ha、下刈 85.62ha、除間伐 31.42ha、枝打ち 16.65a などを実施しました。また、健全な松林の育成・保全を図るため、松くい虫による被害木等の伐採除去を行っており、平成 29 年度の駆除量は 1,823 m³でした。

なお、森林愛護団体数は 10 団体となっており、各団体の活動は資料編 35 ページに掲載しています。

(1) 一関地方育樹祭

「一関地方育樹祭」が、10 月 14 日に東山町の「唐梅館総合公園」で開催され、林業関係者、森林愛護少年団員など 154 人が参加しヒノキ人工林の枝打ち、抵抗性アカマツの植樹などを行いました。

(2) 森は海の恋人植樹祭（室根地域）

「第 30 回森は海の恋人植樹祭」が、6 月 3 日に矢越山「ひこばえの森」で開催され、全国から約 1,500 人が参加しました。ブナ、ケヤキ、トチノキ、オオヤマザクラ、ミズナラ、コナラ、ヤマボウシなどの広葉樹 40 種類 1,500 本を植樹しました。

(3) いずみの森交流事業(花泉地域)

「いずみの森交流事業」が、8月6日及び12月2日に開催されました。地域住民など延べ131人が参加し、花泉町悪法師堤周辺に抵抗性アカマツ60本・あじさいの苗木55本を植栽したほか、森林学習、地域交流会を行いました。

(4) どんぐりの森づくり大作戦(千厩地域)

「第9回どんぐりの森づくり大作戦」が、11月2日に千厩町奥玉の京ノ森公葬地周辺で開催されました。地域の豊かな自然を守ろうと、地元の千厩中学校や自然愛護団体などから140人が参加し、クヌギの苗木700本を植樹しました。千厩中学校からは3年生が参加し、関係者から手順を教わりながら、苗木を植えて標柱を立てました。

基本方針3 資源が効果的に循環する地域社会づくり

1 廃棄物の収集・処理の状況

平成 29 年度の一人 1 日当たりの廃棄物排出量は 832 g となり、前年度から 5 g 増加しました。また、リサイクル率は 15.0% で、前年度から 0.1% 低下しました。

国、県と比較すると、一人 1 日当たりの排出量は少ないもののリサイクル率が低い状況となっており、リサイクル率の向上に向け、廃棄物分別の普及啓発を図る必要があります。

※ 一人 1 日当たりの廃棄物排出量 (H28 年度) : 国 925 g/(人・日)、岩手県 921 g/(人・日)

※ リサイクル率 (H28 年度) : 国 20.3%、岩手県 18.1%

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

○廃棄物の収集・処理の状況

年度	人口 (10/1 現在) ①	総排出量 (t) ②	一人 1 日 当たりの 排出量(g) ^{※1}		リサイクル 量(t) ③	うち 集団回収量 (t)	リサイクル 率(%) ^{※2}	
			うち生活系 廃棄物(t)	うち事業系 廃棄物(t)				
H25 年度	126,162	38,478	29,121	9,357	836	6,012	2,103	15.6
H26 年度	124,663	38,604	28,600	10,004	848	6,006	2,213	15.6
H27 年度	122,919	37,211	27,800	9,411	827	5,880	2,158	15.8
H28 年度	121,411	36,646	26,998	9,648	827	5,530	2,092	15.1
H29 年度	119,655	36,317	26,681	9,636	832	5,436	1,980	15.0

※1 ②÷①÷365×1,000,000 (H27 は 366)

※2 ③÷②×100

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

※平成 29 年度の数値は速報値

2 有価物集団回収の状況

資源リサイクル事業を推進するため、有価物の集団回収を実施した団体に対し報償金を交付しており、平成 29 年度は 882 万円を交付しました。

今後も多くの団体が取り組むよう普及啓発を図っていきます。

○有価物集団回収の状況

年度	金属類 (t)	古紙類 (t)	ビン類 (本)	交付団体	(延べ数)
平成 27 年度	115.5	1,702.5	119,848	345	783
平成 28 年度	108.1	1,684.1	100,070	347	811
平成 29 年度	113.5	1,581.4	86,648	346	813

※ 報償金単価：金属・古紙類 1 kg 5 円、ビン類 1 本 4 円

資料：生活環境課

3 生ごみ減量機器購入補助の状況

可燃物に占める「生ごみ」の組成割合（乾燥重量）は、約 10% となっています。

市では、生ごみ減量機器の購入に対して補助金を交付し、生ごみの減量に努めています。今後さらに普及促進を図るため、関係団体と連携した講習会等の開催や広報等による周知を図っていきます。

平成 29 年度の補助実績は次ページのとおりです。

○生ごみ減量機器購入補助実績

単位：台

年度	種類				合計
	電気式生ごみ処理機	手動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器	EM ボカシ処理容器	
平成 27 年度	23	8	143	0	174
平成 28 年度	15	5	136	0	156
平成 29 年度	9	3	90	0	102

※ 補助金は購入金額の 1/2 以内とし、次の額を上限とする。電動式生ごみ処理機：20,000 円、手動式生ごみ処理機：7,000 円、生ごみ処理容器：2,000 円、EM ボカシ処理容器：1,000 円

資料：生活環境課

4 食品ロス削減に向けた取り組み

平成 29 年度から、宴会や会食での食べ残しを減らすため、最初の 30 分間と最後の 10 分間は席を立たずに料理を楽しむ「30・10（さんまる・いちまる）運動」を推進しています。

この運動に賛同いただいた飲食店を、市が「残さず食べよう！30・10 運動協力店」として認定し、ポスターやコースター等の啓発物品を提供しています。協力店では、30・10 運動の普及啓発のほか、「小盛りメニューの導入」や「持ち帰り希望者への対応」などを実施しているところもあります。

平成 29 年度末時点での認定協力店は 16 店舗です。

5 使用済小型家電回収・古着回収の状況

(1) 使用済小型家電回収

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、貴重な金、銀、レアメタルなどの有用金属が多く含まれています。これまで不燃物として処理していた小型家電を回収し再資源化することで、貴重な資源の有効活用と最終処分場の延命化が図られます。

一関地区広域行政組合では、平成 26 年 1 月から使用済小型家電を回収しています。市内、平泉町内の庁舎、市民センター等の公共施設 45 カ所に回収ボックスを設置しているほか、各家庭から不燃物として排出されたものを清掃センターで選別し、対象となる小型家電をピックアップ回収しています。

また、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルを小型家電から抽出したリサイクル金属でつくる「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に当市も参加し、各種イベントでの回収を実施するなど取り組みを推進しています。



○使用済小型家電資源化量

単位：t

年度	ボックス	ピックアップ	イベント	合計
平成 27 年度	9.2	6.4	11.3	26.9
平成 28 年度	7.2	9.7	5.5	22.4
平成 29 年度	8.3	13.1	13.1	34.5

(2) 古着回収

資源の有効活用と焼却廃棄物の減量化のため、家庭で不要になった古着の回収を各地域で実施し、17.3 tを回収しました。

回収した古着は、加工され車のクッション材などとして利用されています。



6 ごみ問題対策巡視員の取り組み

廃棄物の排出の抑制、適正な分別及び再生利用を促進するため、各公衆衛生組合からごみ問題対策巡視員 456 人が選任され、集積所に排出される廃棄物の分別状況の巡視や、不法投棄の通報等の取り組みを行っています。

7 不法投棄の状況

不法投棄をなくすため、看板の設置などによる啓発活動を行うとともに、各地域の公衆衛生組合などが環境衛生パトロールを実施し、不法投棄廃棄物の回収を行っています。また、監視カメラを設置し、監視を強化しています。

今後も、ポイ捨て防止条例の周知、粗大ごみ等の処理方法の周知、ごみ問題対策巡視員による巡視等を継続し、不法投棄の抑止を図っていきます。

○不法投棄の状況

年度	清掃センターへの搬入分 (t)			家電リサイクル法対象 不法投棄物
	一関清掃センター	大東清掃センター	合計	
平成 27 年度	2.77	4.67	7.44	テレビ 88 台、冷蔵庫 11 台、 洗濯機 8 台、エアコン 1 台
平成 28 年度	4.05	3.18	7.23	テレビ 81 台、冷蔵庫 13 台、 洗濯機 14 台、エアコン 1 台
平成 29 年度	5.24	4.84	10.08	テレビ 32 台、冷蔵庫 7 台、 洗濯機 17 台、エアコン 5 台

資料：一関地区広域行政組合、生活環境課

8 ポイ捨て防止条例

たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保することを目的として、平成 19 年 6 月 1 日から「一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例」が施行されました。

条例の趣旨を広く市民にアピールするため、市職員等による率先活動として、毎年 6 月上旬に庁舎周辺などでポイ捨てごみの清掃活動を行っています。

また、ポスター、のぼり旗、看板などによりポイ捨て、不法投棄防止を呼びかけています。

基本方針 4 住みつづけたい、訪れたい魅力ある環境づくり

1 景観形成に関する取り組み

市では、良好な景観まちづくりの推進を目的として、景観づくりに寄与する自主的な活動を行うと認められる団体を景観まちづくり（むらづくり）団体として認定しており、現在、4団体が認定されています。

○一関市景観まちづくり（本寺地区景観むらづくり住民）団体

No.	団体名	景観計画	認定月日
1	本寺地区地域づくり推進協議会	本寺地区	平成 19 年 11 月 30 日
2	(社)岩手県建築士会一関支部	一関市	平成 24 年 1 月 19 日
3	かやぶき民家を残す会	一関市	平成 24 年 3 月 8 日
4	NPO 一関のなかなか遺産を考える会	一関市	平成 26 年 7 月 25 日

資料：都市整備課

2 公園緑地の整備状況

市では、市民の憩いの場、自然に親しむ場として、公園緑地の整備を行っています。平成 29 年度末時点の整備状況は以下のとおりです。

○公園緑地整備状況

単位：ha

区分	街区公園	近隣公園	地区公園	都市緑地	運動公園	総合公園	風致公園	市公園等	総数
公園数	71	4	2	3	1	3	1	27	112
面積	10.5	4.7	9.4	19.2	21.2	66.7	1.1	51.4	184.2

資料：都市整備課

3 空家対策の状況

空家の増加は、周辺的生活環境や景観の悪化、地域の魅力の低下などにつながることから、今後の地域づくりを進めていく上で、重要な課題となっています。

市では平成 25 年度から、活用できる空家を有効に利用するため「空き家バンク制度」を実施しており、平成 29 年度は、空き家バンクへの登録が 23 件、成約が 3 件（3 世帯 5 人）ありました。

また、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 28 年度に「一関市空家等対策計画」を策定しており、この計画に基づき、平成 29 年度は「空家等の適正な管理及び活用の推進に関する協定」を市内の 7 団体と、「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を同 1 団体と締結するなどの取り組みを実施しました。

基本方針5 環境を考え、行動する人づくり、組織づくり

1 環境教育事業

地球温暖化や身近な自然の減少など、現在の環境問題を解決し、持続可能な社会を作っていくためには、行政のみならず、市民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要です。

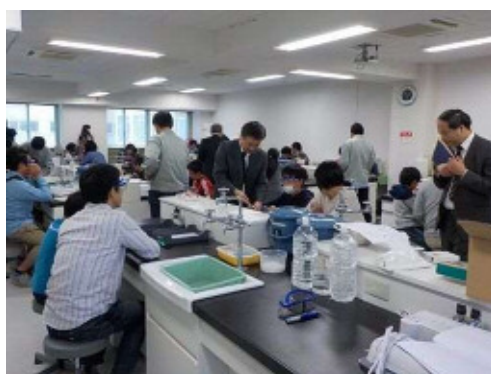
平成29年度に国、県、市などが実施した環境教育事業は以下のとおりです。このほかに市や民間団体などが実施した主な事業は資料編36ページのとおりです。

事業名	内容	対象	参加者数 (参加校)	実施主体
エコ友チャレンジ事業	地球温暖化防止のために家庭でできる取り組みについて学び、実践する	小4の児童、保護者	中里小、藤沢小、黄海小	一関市
地球温暖化を防ごう隊	地球温暖化防止のために家庭でできる取り組みについて学び、実践する	小4の児童、保護者	巖美小、弥栄小、花泉小、猿沢小、小梨小	岩手県
親子リサイクル体験教室	使用済小型家電から取り出した金を使って工作を行う	小4～小6の児童、保護者	親子20組	東北経済産業局、一関高専、ニッコー・ファインメック(株)、一関市

資料：生活環境課



エコ友チャレンジ事業（黄海小学校での出前講座）



親子リサイクル体験教室

2 小中学校での環境に関する取り組み

各小中学校では、総合的な学習の時間などを利用した環境学習や児童会・生徒会を中心とした環境保全活動等に取り組んでいます。

平成29年度における各学校の主な取り組みは資料編37～39ページのとおりです。

3 花いっぱい運動

個人、職場、地域などで取り組む「花いっぱい運動」は、地域の景観向上や景観に対する意識啓発に大きく寄与しています。

平成29年度のコンクール参加状況は次のとおりです。

○花いっぱいコンクール参加状況

単位：件

		一関	花泉	大東	千厩	東山	室根	川崎	藤沢	合計
フラワー ロード 部門 (沿道花壇)	地域の部	12	6	16	6	5	14	4	6	69
	学校・企 業の部	1	1	1	0	0	1	1	0	5
	個人の部	3	0	3	1	1	1	0	1	10
	小 計	16	7	20	7	6	16	5	7	84
一般花壇 部門	地域の部	8	5	8	5	5	6	6	9	52
	学校・企 業の部	3	4	5	1	0	3	0	0	16
	個人の部	0	2	3	1	0	4	1	3	14
	小 計	11	11	16	7	5	13	7	12	82
まちなか 部門		2	0	0	1	1	0	0	0	4
合 計		29	18	36	15	12	29	12	19	170

資料：まちづくり推進課

4 公衆衛生組合連合会の取り組み

各地域の公衆衛生組合連合会が中心となり、春（4月）と秋（10月）の計2回、市内全域で一斉清掃が実施されました。参加人数は47,518人でした。

この他にも、各公衆衛生組合連合会において、研修会や環境セミナーなどが実施されました。

5 アドプト（養子縁組）協定の締結

市では、自治会や企業等の12団体とアドプト協定を締結し、身近な道路、公園などの保守管理を行っていただいています。

○アドプト協定締結団体

地域	里親（活動団体）	養子（活動施設等）	締結年月日
藤沢	ほろわ湖彩り推進委員会	金越沢ダム（ほろわ湖）	H17.1.18
千厩	天ヶ森自治会	市道広域千厩線	H18.3.8
千厩	花貫自治会	市道広域千厩線	H18.11.30
千厩	南小梨自治会	市道広域千厩線	H18.11.30
千厩	ニッコー・ファインメック(株)	千厩おきたま親水公園	H19.9.8
一関	三光化成(株)東北事業所	市道沖線	H21.3.6
一関	南沢部落自治会	市道萩荘南沢線	H22.3.19
大東	いわて平泉農業協同組合	市道菅生前1号線	H24.3.30
一関	NEC ネットワークプロダクツ(株) 一関工場	市道一関駅東線、市道一関沢線ほか	H27.4.27
川崎	新町会	諏訪前地区児童公園、市道薄衣町裏線ほか	H27.12.4
川崎	高成自治会	高成児童公園、市道高成線ほか	H27.12.4
花泉	(株)舞石組 照盛・小沼環境保全会	市道館ヶ崎線	H29.9.11

資料：生活環境課

環境基本計画（総合計画）指標

施策の進捗度合いを示すため、現状値と達成目標を掲げています。

なお、多くの指標が一関市総合計画の指標と重複するため、総合計画の目標年次である平成32年度に指標達成の目標年次を合わせています。

基本方針1を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 H29	目標 H32	達成率 (%)	目標の設定
1	太陽光発電システム (10kW未満) 導入件数	件	1,980	2,512	3,500	71.8	新エネルギービジョン導入目標値による
2	二酸化炭素排出量	tCO ₂ / 年	795,400	748,653	684,101	91.4	省エネルギービジョン消費量目標値による ※H24 推計値

基本方針2を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 H29	目標 H32	達成率 (%)	目標の設定
1	環境基準の類型指定河川 における基準値達成率	%	100	100	100	100.0	すべての類型指定河川で水質基準（BOD値）の達成を維持する
2	環境保全協定締結件数	件	154	169	169	100.0	おおむね10%増を目指す
3	一ノ関駅乗車数（1日当 たりの乗車数）	人/年	4,574	4,428	4,855	91.2	毎年1%増を目指す
4	市営バスの年間利用者数	人/年	185,906	160,802	195,201	82.4	5%増を目指す
5	汚水処理人口普及率	%	59.9	64.6	73.0	88.5	13.1ポイントの増を目指す
6	間伐実績	ha	566	273	600	45.5	おおむね6%増を目指す
7	燃料用チップ生産量	BDt/ 年	25,000	25,200	25,900	97.3	おおむね4%増を目指す
8	水生生物調査参加者数	人	403	485	480	101.0	20%増やす
9	森林愛護少年団活動参加 者数	人	4,927	4,456	4,927	90.4	現状を維持する

基本方針3を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 H29	目標 H32	達成率 (%)	目標の設定
1	1人1日当たりの排出量 (一般廃棄物)	g/日	848	832	760	91.3	10%減を目指す
2	リサイクル率 (一般廃棄物)	%	15.6	15.0	17.1	87.7	1.5ポイントの増を目指す
3	古着回収量	t	27.3	17.3	30.0	57.7	10%増やす(H27比)
4	使用済小型家電回収量	t	26.0	34.5	28.6	120.6	10%増やす(H27比)
5	資源集団回収参加団体数	団体	335	346	353	98.0	毎年3団体増やす

基本方針4を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 H29	目標 H32	達成率 (%)	目標の設定
1	景観まちづくり団体数	団体	4	4	6	66.6	50%増を目指す
2	長期優良住宅認定率	%	7.9	15.2	9.2	165.2	1.3ポイントの増を目指す
3	骨寺村荘園交流施設利用者数	人/年	27,482	26,868	36,500	73.6	毎年おおむね5%増を目指す
4	空き家バンクの登録件数	件	8	23	20	115.0	2.5倍を目指す
5	木造住宅耐震改修工事助成件数	件	90	100	120	83.3	毎年5件を目指す
6	1人当たりの公園面積	m ² /人	14.9	15.5	16.7	92.8	人口減少を踏まえ現状維持を目指す

基本方針5を達成するための指標

No.	指標項目	単位	当初 H26	現状 H29	目標 H32	達成率 (%)	目標の設定
1	花いっぱい運動参加者 (団体)数	団体	193	170	193	88.1	現状を維持する
2	一斉清掃参加者数	人	48,685	47,518	48,685	97.6	現状を維持する(H27比)
3	アダプトプログラム協定 締結団体数(市との締結)	団体	8	12	14	85.7	毎年1団体増やす

※達成状況：25項目中、6項目で目標を達成しています。

◇◇◇ 資 料 ◇◇◇

1 森林愛護団体の取り組み

団体名	主な取り組み
永井小学校森林愛護少年団	花壇整備(123名)、高倉山環境整備作業(29名)、早朝環境整備作業(112名)
金沢自然愛護少年団	一関地方育樹祭(6名)、森林教室(13名)、森林作業体験学習(57名)
興田自然愛護少年団	環境ボランティアとの球根掘り(21名)、岩手県緑の少年団大会(22名)、一関地方育樹祭(10名)
磐清水自然愛護少年団	花の苗植え(42名)、防火ポスター取組(12名)、サツマイモ収穫(42名)
奥玉森林愛護少年団	飛ヶ森キャンプ場開き(41名)、全校クリーン作戦(108名)、いわて森のゼミナール「森林学習会」(38名)
小梨自然愛護少年団	黄金山キャンプ場開き(59名)、学校農園整備(44名)、サツマイモ収穫(44名)
東山森林愛護少年団	校庭の樹木観察(46名)、一関地方育樹祭(46名)、サツマイモ収穫(40名)
室根山自然愛護少年団	室根山クリーン作戦(19名)、岩手県緑の少年団大会(18名)、室根山自然体験学習(86名)
室根西自然愛護少年団	室根山山開き(14名)、森は海の恋人植樹祭(19名)、水生生物調査(20名)
川崎自然愛護少年団	お花見(60名)、学級園(畑)の整備(60名)、学校環境整備(60名)

資料：農地林務課

2 市・民間団体等が実施した環境関連事業

地域	実施団体等	内 容
一関	一関市民憲章推進協議会	一関市花いっぱいコンクール
	一関東工業団地企業連絡協議会	春・秋の一斉清掃
	萩荘市民センター	長寿大学環境講演会「金山棚田を守る会の活動について」
	萩荘地区青少年健全育成推進協議会	水辺の楽校 環境整備
	骨寺村ガイダンス運営協議会	本寺 d e エコ
	本寺地区地域づくり推進協議会	水路維持保全ボランティア作業、骨寺村荘園遺跡コアゾーン内除草作業、ホテルを見る会、国県道草刈り作業
	弥栄市民センター	自然観察会、リサイクル工作（ペットボトルロケット）、古布を活用したふくさ作り、ネクタイネックレス作り
	山目地区まちづくり協議会	磐井川堤防桜植樹祭、笹谷分館草刈り
花泉	油島なのはな協議会	菜の花プロジェクト、油島一斉清掃の日
大東	大原こはぎの会	一関清掃センター等の施設見学
	下内野自治会、日本大学生物資源科学部地域環境保全学研究室	かじかの里復活事業「石磨き大会」
	曾慶市民センター	ホテル観賞会「蛍を見つけに行こう！」
	曾慶婦人会	資源回収
千厩	奥玉市民センター・奥玉小学校	奥玉少年自然奉仕体験講座「川の探検」
	千厩川にサケを呼ぶ会	サケ移動大作戦
	SENMA YA 未来ゼミ	千厩商店街清掃活動
	千厩川をきれいにする会	サケの稚魚放流
	弓手川結いネットワーク	千厩川元気再生大作戦
室根	一関市観光協会室根支部	室根高原クリーン作戦
	室根市民センター青年ふれあい塾	エコキャップ回収事業
	室根町第 19 区自治会	親サケ放流
	室根まちづくり協議会	森は海の恋人植樹祭への参加
川崎	岩手河川国道事務所一関出張所	北上川一斉清掃
	NPO 法人北上川サポート協会	北上川クリーン大作戦、川崎小学校 4 年生水生生物調査
	千厩川をきれいにする会	サケの稚魚放流
	弓手川結いネットワーク	千厩川元気再生大作戦
藤沢	藤沢町住民自治協議会 (藤沢市民センター)	川まつり、スギ保存会による環境整備作業

※ この他にも各地域において、自治会や環境団体等による取り組みが行われています。



かじかの里復活事業「石磨き大会」
(大東地域)

3 小中学校での環境に関する取り組み

(1) 小学校

地域	学校名	主な取り組み
一関	一関	水生生物調査（5年）、プール清掃（全校）、学校花壇の整備（PTA）
	山目	ミニトマトの栽培（2年）、リサイクルプラザ・浄化センター見学（4年）、プール清掃（5・6年）、のびのび菜園の野菜作り（全校）、資源回収（PTA）
	赤荻	ミニトマトの栽培（2年）、清掃センター見学（4年）、稲の栽培（5年）、プール清掃（5・6年）、資源回収（福祉委員会）
	中里	清掃センター・浄水場・浄化センター見学（4年）、森林体験学習（4年）、プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）
	滝沢	清掃センター・浄水場見学（4年）、EM菌によるプール浄化・清掃（4～6年）、花や野菜の栽培、クリーン作戦（全校）、草刈り・草取り・窓ふき作業（PTA）
	南	へちまの栽培・観察（4年）、清掃センター・浄水場・吸川放流路見学（4年）、プール清掃（4～6年）、さつまいも・きゅうり等の栽培（特別支援）、校庭の草取り（全校）
	弥栄	地球温暖化を防ごう隊（4年）、クリーンアップ運動、EM菌によるプール清掃、野菜の栽培活動、リサイクル活動（全校）
	萩荘	農作物の栽培（1年）、鮭の稚魚放流（1・2年）、清掃センター・浄水場見学（4年）、プール清掃（5・6年）、資源回収（PTA）
	厳美	清掃センター・リサイクルプラザ・浄水場見学（4年）、田植え・稲刈り（5年）、地球温暖化を防ごう隊（5年）、厳美溪巣箱清掃（6年）、厳美溪畔清掃（全校）
	舞川	EM菌によるプール浄化作業（3～6年）、校庭・学校周辺の草取り、野菜作り、学校花壇の整備（全校）、資源回収（PTA）
花泉	永井	野菜等の栽培、花壇作り、校庭の草取り・石拾い、期末大掃除・プール清掃（全校）、環境整備作業（PTA）
	涌津	清掃センター見学（4年）、田植え・稲刈り（5年）、味噌作り（5年）、野菜等の栽培（全校）、環境整備作業（PTA）
	油島	清掃センター・リサイクルプラザ見学（3・4年）、緑化活動、期末大掃除・プール清掃、栽培活動（全校）、資源回収（全校・PTA）
	花泉	水生生物調査（5年）、アルミ缶回収、プール清掃、花壇作り、校庭の草取り・石拾い（全校）
	老松	野菜作り、田植え・稲刈り、花壇作り、校庭の草取り・石拾い（全校）、資源回収（PTA）
	金沢	清掃センター・リサイクルプラザ・浄水場見学（4年）、運動会前の校庭の草取り、プール清掃、学校周辺の清掃活動（ボランティア活動）（全校）、資源回収（PTA）
大東	大原	水生生物調査（4年）、野菜作り、プール清掃（全校）
	大東	水生生物調査（3年）、清掃センター・浄水場見学（4年）、とうもろこしの栽培（5年）、資源回収（全校）
	興田	鮭の稚魚放流（1～3年）、水生生物調査（3年）、学校花壇の整備（4年）、一関地方植樹祭への参加（5年）、岩手県緑の少年団大会への参加（6年）

地域	学校名	主な取り組み
大東	猿沢	水生生物調査（４年）、地球温暖化を防ごう隊（４年）、清掃センター見学（４年）、学級ごとの栽培活動、プール清掃（全校）
千厩	千厩	清掃センター見学（４年）、キャンプ場開きへの参加（５・６年）、さつまいも、とうもろこし等の栽培、プール清掃（全校）、資源回収（PTA）
東山	東山	農作物の栽培（１～４年）、浄水場見学（４年）、植樹（４年）、プール清掃（全校）、学校花壇の整備（環境委員会）
室根	室根東	地球温暖化を防ごう隊（４年）、バケツ稲刈り体験（５年）、水生生物調査（５年）、学校花壇の整備、ニチバン巻芯 ECO プロジェクトへの参加（全校）
	室根西	水生生物調査（４年）、鮭の稚魚放流（４年）、プール清掃（４～６年）、学級農園活動（全校）、資源回収（全校・PTA）
川崎	川崎	水生生物調査（３年）、清掃センター・リサイクルプラザ見学（４年）、プール清掃（４～６年）、門崎メダカ米の栽培（５年）、農作物の栽培（全校）
藤沢	藤沢	清掃センター・浄水場見学（４年）、農作物の栽培、プール清掃（全校）、花壇・周辺の草取り（委員会）、環境整備作業・資源回収（PTA）
	黄海	米作り（５年）、花壇作り、プール清掃、巻き芯集め、奉仕作業（地域の施設の草取り等）（全校）
	新沼	清掃センター・浄水場見学（４年）、花壇作り、農作物の栽培、プール清掃（全校）、環境整備作業・資源回収（PTA）

(2) 中学校

地域	学校名	主な取り組み
一関	一関	使用済みインクカートリッジ回収（全校）、花壇整備（総合文化部）、早朝環境整備作業（全校、PTA）
	磐井	環境関連図書の展示、地区奉仕活動（ごみ拾い、公民館等の清掃）、花火大会後の河川敷清掃（全校）
	一関東	空き缶・牛乳パック等の回収、地区奉仕活動（各地区の公民館の清掃）（全校）、資源回収（生徒会）、老人介護施設の清掃（任意参加）
	桜町	吸川の水質・生物調査（情報科学部）
	萩荘	水生生物調査（３年）、資源回収（全校）、環境整備作業（PTA）
	巖美	水生生物調査（３年）、巖美溪畔清掃、資源回収（全校）
	舞川	花壇整備、道路のごみ拾い、プール清掃（全校）、資源回収、環境整備作業（PTA）
花泉	花泉	環境整備作業（１・２年）、栽培体験（３年）、エコキャップ・プルタブの回収、古切手・書き損じはがきの回収、地区奉仕活動（ごみ拾い、コミュニティの清掃）（全校）
大東	大原	水生生物調査（３年）、プール清掃、地区奉仕活動（全校）、資源回収、環境整備作業（PTA）
	大東	生徒会による節電・節水の呼びかけ、ごみの分別、古紙・書き損じはがきの回収、花壇整備（全校）
	興田	古紙回収、花壇整備（全校）、ガードレール清掃（全校、小学校と合同）、校地の草刈作業（全校、PTA）

地域	学校名	主な取り組み
千厩	千厩	植樹（3年）、地区奉仕活動（全校）、古紙・書き損じはがきの回収、環境整備作業（全校、PTA）
東山	東山	ガードレール清掃、書き損じはがきの回収（全校）、資源回収（PTA）
室根	室根	花壇作り・整備（全校）、早朝環境整備作業（全校、PTA）
川崎	川崎	古紙・アルミ缶の回収、花火大会後の河川敷清掃、地域奉仕活動（公民館等の清掃）、花壇整備（全校）、親子草刈作業（全校、PTA）
藤沢	藤沢	早朝親子草刈作業（全校、PTA）

資料：各小中学校



赤荻小学校



巖美小学校



永井小学校



花泉中学校

4 一関市環境基本条例

平成18年12月22日条例第79号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条—第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第21条）
- 第4章 環境審議会（第22条—第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策（以下「環境施策」という。）の基本的事項を定めることにより、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての者が自らの問題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において自主的かつ積極的に行われなければならない。

らない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減、その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境策定を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態を確保すること。
- (2) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に配慮して適正に保全すること。
- (3) 優れた自然環境及び歴史的、社会的な環境その他快適な環境を保全するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用等を推進し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 広域的な見地をもって環境の保全及び創造を推進するため、水系等により環境に関して密接なつながりを有する地域との積極的な連携及び協力に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、一関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、一関市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するとともに、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制及び誘導措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施策の整備その他の適切な措置をとるように誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(公共的施設等の整備及び事業推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用

が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の向上)

第 16 条 市は、公共の場所の美観を損なう行為を防止するため、市民の環境美化に関する意識の向上を図るように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興)

第 17 条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めることにより、これらの者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第 18 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境施策の推進に当たっては、民間団体等の参画及び協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、環境の保全及び創造に資するために必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施・監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境保全における相互協力)

第 21 条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 22 条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議させるため、一関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 14 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体等に属している者

- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者
(任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長を1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第28条 第22条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

5 一関市ポイ捨てのないきれいなまちづくり条例

平成19年3月22日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者の協働によるポイ捨て等のないきれいなまちづくりを推進し、もって快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、河川、水路、公園、緑地、広場等の市民等が自由に利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するもので容易に投棄され、又は散乱しうるものをいう。
- (5) 空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器その他これに類する物をいう。
- (7) ポイ捨て 吸い殻等又は空き缶等を持ち帰らず、これらを回収容器又はごみ箱等定められた場所以外に放置し、又は捨てることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を実施し、きれいなまちづくりを推進するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を実施するに当たって、きれいなまちづくりに十分な配慮及び措置を講じるとともに、従業員に対し意識の啓発に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成させるため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第7条 犬及び猫その他飼育を目的とした動物(以下「飼い犬等」という。)の飼い主は、当該飼い犬等が公共の場所においてふんを排泄した場合は、ふんを持ち帰る等適正な処理をし、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

(公共の場所の管理)

第8条 公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保持し、みだりにポイ捨てされないよう適正に管理するとともに、利用者への啓発等に努めなければならない。

(回収容器の設置等)

第9条 自動販売機を設置し、又はこれにより飲食物を販売する者は、当該自動販売機の付近に回収容器を設置する等、飲食物の容器の散乱の防止に努めなければならない。

(印刷物配布者の責務)

第10条 公共の場所において、ビラ、チラシ等の印刷物を配布し、又は配布させた者は、自らの責任において散乱した印刷物を処理する等、当該印刷物が公共の場所に散乱しないよう努めなければならない。

(措置命令)

第11条 市長は、第6条又は第7条の規定に違反した者に対し、ポイ捨てされた吸い殻等若しくは空き缶等又は放置された飼い犬等のふんを適正に処理するよう命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

■発行 一関市 市民環境部 生活環境課
〒021-8501
岩手県一関市竹山町7番2号
TEL: 0191-21-8341、8344 (直通)
FAX: 0191-21-2101
<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>